

＜特許庁委託事業＞
模倣対策マニュアル
韓国編

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2019年3月

第 9 章 植物新品種保護法

1. 法令の概要

韓国で植物新品種保護制度は、種子の生産・保証および流通などに関する事項とともに種子産業法に規定されていたが、最近種子の植物新品種の出願・審査および登録などに関する規定が種子産業法から分離され、植物新品種保護法として別に制定された(2012年6月1日新規制定、2013年6月2日施行)。

このように立法上は変化したが、韓国の植物新品種保護制度の内容は、従来の種子産業法によるものと本質的に大きな変化はなく、ただし植物新品種とその育成者の権利の体系的な保護のために、植物新品種保護法には、品種保護料の補填および納付などによる品種保護権の回復、品種保護料の納付遅延期間による納付料の差等化、侵害罪に対する罰則の上方修正など、いくつかの規定が追加された。追加された内容の細部事項については、後述する。

一方、植物新品種保護制度は、新規の植物発明を保護する特許制度と独立的に運営されるものであるため、新規の植物は特許法および植物新品種保護法に定められた要件を満たせば、特許権および品種保護権としてそれぞれ保護を受けることができる。植物新品種保護法の規定による品種保護に関する手続は、特許法の規定を準用する。

1-1 品種保護の対象

韓国は、2002年国際植物新品種保護同盟(UPOV)の会員国になり、品種保護の対象を2012年まで徐々に拡大することにし、これにより2012年1月7日から旧種子産業法下で品種保護の対象を全ての植物の新品種に拡大した。植物新品種保護法下でも同一に、すべての植物の新品種に対して品種保護を受けることができる(植物新品種保護法第3条)。

1-2 品種保護の要件

品種が植物新品種保護法の規定する新規性、区別性、均一性、安全性および品種名称保有の要件を備えた時には同法による保護を受けることができる(植物新品種保護法第16条、第106条)。

1-3 権利者

品種保護を受けることのできる権利を有する者は育成者又はその承継人であり、外国人の場合、相互主義の原則によって品種保護権又は品種保護を受けられる権利を享有することができる(植物新品種保護法第21条、第22条)。

1-4 品種保護権登録の手続

外国人が品種保護を登録するためには、品種保護を出願しようとする者(「品種保護出願人」)が国内に住所又は営業所を有する者を代理人として選任し、一定の事項を記載した品種保護出願書を農林水産食品部長官に提出しなければならない(植物新品種保護法第4条、第30条)。品種保護の対象が全ての植物に拡大するに伴い、作物の用途に応じて、農業用は国立種子院、山林用は山林庁の国立山林品種管理センター、海草類は国立水産科学院の水産植物品種管理センターで出願を担当している。

(1) 出願書類の記載事項

- ① 品種保護出願人の氏名及び住所(法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び営業所所在地)
- ② 品種保護出願人の代理人がいる場合は、その代理人の氏名・住所又は営業所所在地
- ③ 育成者の氏名及び住所
- ④ 品種が属する作物の学名及び一般名
- ⑤ 品種の名称
- ⑥ 提出年月日
- ⑦ (優先権を主張しようとする場合)優先権主張の趣旨、最初に品種保護出願した国名及び最初に品種保護出願した年月日

(2) 出願書類の添付事項

- ① 品種の特性説明及び品種育成過程の説明
- ② 品種の写真
- ③ 種子試料
- ④ 品種保護の出願手数料納付の証明書

(3) 出願手続

植物新品種保護法規定による品種保護に関する登録手続は

- ① 品種保護出願(出願書の提出、出願の補正)
- ② 審査官による出願審査(出願公開、出願品種の審査、拒絶決定又は品種保護決定)
- ③ 品種保護料納付及び登録

の順になされ、これは特許法の規定による特許出願と酷似している。植物新品種保護法は品種保護審査に関しても特許法の一部の規定を準用している。

1-5 品種保護権の効力

品種保護の設定登録を完了することによって品種保護権が発生する。品種保護権者は業としてその保護品種を実施する権利を独占し、この他に業としてその保護品種の種子の収穫物およびその収穫物から直接製造された産物に対しても実施する権利を独占する(植物新品種保護法第 56 条)。また、品種保護権者はその権利を他人に移転することができ、他人に品種保護権に対する専用実施権と通常実施権を設定することができる(植物新品種保護法第 60 条～第 63 条)。

1-6 品種保護権の存続期間

品種保護権の存続期間は品種保護権の設定登録がある日から 20 年とし、果樹および林木の場合は、25 年とする(植物新品種保護法第 55 条)。ただし、既に知られている品種であるにもかかわらず、旧種子産業法第 13 条の 2 により品種保護の新規性を擬制し登録された品種に関する品種保護権の存続期間は、

- 従前の「主要農作物種子法」の規定により、その優良種子の品種として決定した日
- 「山林資源の造成及び管理に関する法律」の規定による品種の登録日
- 当該外国での品種保護権の登録日
- 最初の流通日

から起算する(旧種子産業法第 13 条の 2 第 2 項)。

1-7 品種名称の保護

品種名称登録を受けようとする者は、農林畜産食品部長官に品種名称登録出願をしなければならない(植物新品種保護法第 109 条)。品種名称を登録する場合には、何人も登録された品種の品種名称を盗用して種子を販売・普及・輸出または輸入することができず、逆に、品種名称登録原簿に登録されていない品種名称はこれを使用して種子を販売または普及することができない(植物新品種保護法第 116 条、第 106 条第 2 項)。

2. 侵害行為に対する救済

2-1 民事的救済措置

品種保護権者の権利を侵害した場合には、その侵害者に対する権利としては、停止・予防請求権と損害賠償請求権が最も重要である(植物新品種保護法第 83 条、第 85 条)。その他、信用回復請求権、不当利得返還請求権などがある(植物新品種保護法第 87 条、民法第 741 条)。

植物新品種保護法は、次の場合、品種保護権を侵害するものとみなす(植物新品種保護法第 8

4条)。

- ① 品種保護権者又は専用実施権者の許可なく他人の保護品種を業として実施する行為
- ② 他人の保護品種の品種名称と同一又は類似の品種名称を当該保護品種が属する作物の属又は種の品種に使用する行為

植物新品種保護法はこの他にも、品種保護を受けたか、又は品種保護出願中であるという内容の虚偽表示をする行為を侵害行為と同様に禁止している(植物新品種保護法第89条)。

なお、品種保護権侵害紛争の調停を希望する者は、種子委員会に調停申立書を提出し、調停を申請することができる。調停申請を受けた種子委員会は、3人の委員で調停部を構成することができ、調停申請を受けた日から1年以内に調停をしなければならない。ただし、栽培試験が必要な場合など、正当な事由がある場合には、調停期間を延長することができる(植物新品種保護法第119条)。以前は調停期間を延長の事由が「栽培試験が必要な場合」となっていたが、2017年11月28日付の改正法で「栽培試験が必要な場合など、正当な事由がある場合」と改正され、紛争と関連性が微弱な部分を延長事由から排除することにより、迅速な紛争調停ができるようになった。

2-2 刑事罰および内容

植物新品種保護法は、品種保護権又は専用実施権を侵害した者に対しては7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金刑を賦課しており、これは親告罪である(植物新品種保護法第131条)。虚偽表示を行なった者は3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金刑に処される(植物新品種保護法第133条)。上記の犯罪には行為者だけではなく法人も罰金刑で処罰する両罰規定がある(植物新品種保護法第135条)。

2016年12月2日、法律第14300号に改正された法は、罰則適用に関して公務員みなし規定を新設した。これを受け、審判委員および種子委員の中から公務員でない委員は、刑法上賄賂罪などに関する規定の適用を受ける公務員とみなされる。

3. その他植物新品種保護法下での変化

(1) 品種保護料の納付遅延期間による納付料の差等(植物新品種保護法第47条)

品種保護料の納付期間経過後6ヵ月以内に品種保護料2倍の範囲内で納付遅延期間により差等を置いた金額(納付期間が経過した日から1ヵ月以内は1.2倍、1ヵ月超3ヵ月以内は1.3倍、3ヵ月超6ヵ月以内は1.5倍)を出すように規定し(植物新品種保護法による品種保護料および手数料徴収規則第5条)、毎年納付しなければならない品種保護料が誠実に納付されるように、納付遅延時に先に納付する品種保護権者に優遇をしている。

(2) 品種保護料の補填および納付などによる品種保護権の回復(第 48 条および第 49 条)

品種保護料の一部未納や責任を負えない事由による未納により権利が消滅することを防止するために、農林畜産食品部長官または海洋水産部長官の補填命令に従って、品種保護料の一部を補填する場合などには、品種保護権が回復するようにしている。

(3) 種子の定義の拡大(第 2 条)

2015 年 6 月 22 日付けの法改正で「水産種子産業育成法」第 2 条第 3 号による水産植物種子を「種子」の定義に含まれるようにし、その概念が拡大された。

4. 問合せ先

国立種子院

住所	〒39660 慶尚北道金泉市革新 8 路 119
電話	(82)54-912-0119
FAX	(82)54-912-0145
HP	http://www.seed.go.kr

山林庁

国立山林品種管理センター	住所	〒27495 忠清北道忠州市 水安堡面水回里路 72
	電話	(82)43-850-3399
	FAX	(82)43-848-0451
	HP	http://www.forest.go.kr

国立水産科学院

水産植物品種保護センター	住所	〒58746 全羅南道木浦市統一大路 130
	電話	(82)61-280-5399
	HP	http://www.nifs.go.kr/apvc/index.ap

農林畜産食品部

種子生命産業課	住所	〒30110 世宗特別自治市ダソム 2 路 94 政府世宗庁舎農林畜産食品部
	電話	(82)44-201-2479
	HP	http://www.mafra.go.kr